

1. 件名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所 1～4号炉の廃止措置計画認可申請に関するヒアリング
2. 日時：令和3年2月9日（火） 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ実用炉審査部門
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社 廃止措置部 廃止措置準備室長他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・資料1-1 福島第二原子力発電所 1号（2、3、4号）発電用原子炉廃止措置計画認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・資料1-2 福島第二原子力発電所1号、2号、3及び4号炉性能維持施設について
- ・資料2-1 福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・資料2-2 福島第二原子力発電所 廃止措置保安運営委員会について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	どうぞ。
0:00:02	はい、規制庁のツカベです。それではにF-A保安規定廃止措置のヒアリングを始めたいと思いますので、ご協力3じゃあ、まずは資料の確認からお願いします。
0:00:13	はい。
0:00:14	はい、東京電力の大塚ですよろしくお願ひいたしますまず資料の確認からさせていただきます。資料全部で四つあります資料1-1 資料1-2、これは廃止措置計画関係で、資料2-1 資料2-2 が保安規定関係。
0:00:30	計四つの資料でございます。
0:00:33	それほど説明箇所オープンもございませんので、資料1-1 棟資料1-2 は一気に説明させていただきたいと考えております。始めます。
0:00:46	はい、お願いします。
0:00:49	ISA東京電力ミヤザワと申しますそうしましたら、資料1と1-1-2について説明させていただきます。まず資料1-1Amを開けただけだと思います4スライド目、目次4分の4というところです。
0:01:07	こちらに先日1月26日に開催されました審査会合における指摘事項No.16と17を追記しております。こちらの回答を本日予定しております。
0:01:19	では5スライド目英断も16の回答のほうにお進みください。
0:01:25	指摘事項としましては、非常ディーゼル発電機他号炉融通について排泄計画認可申請書に追記をすることということ。またね非常ディーゼル発電機の号炉かか号炉融通に関する手順等を説明することというふうな指摘をいただいたと認識をしております。
0:01:43	回答ですが、非常用ディーゼル発電機が他号炉融通できる設計であることを追記するため、廃止措置計画認可申請書本文の6を廃措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設に記載されている市場ニーズは前期にかかる位置構造及び設備
0:02:00	んところにつままして下の表の通り、市長に稼働率という記載を今しておったんですけどもそちらを修正したいというふうに番外しております。
0:02:10	2点目手順等につまましては非常ディーゼル発電機多忙流水に関する手順は、事故時運転操作手順書へ事象ベースの第十二条、外部抵当損失第5項全交流電源喪失に定められておりまして、
0:02:25	多忙ルーズにするために用いる。
0:02:28	設備及び電路につまましては定期的に点検を実施しているという状況でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	表の説明にいきません 6 スライド目を開いていただければと思います。
0:02:42	従前の記載Sとこちら 1 号炉に記載しておる例でございますがディーゼル発電機につきまして時台数 2 台位置構造及び設備のうちは右のところに来許認可通りという記載をしておりますは、6 スライド目へ記載の通りですね、2 号炉原子炉建屋附属棟にあるもの。
0:03:00	3 号炉原子炉建屋附属棟にあるものということで 1 台 1 台分けさせていただきます、
0:03:06	1 種類容量であつ周波数につきましては、平均許認可通りの数字を改めて明示いたしますとともに、下のところで他号炉融通に関する記載を追記させていただきます。
0:03:20	2 号と 3 号で少し記載は異なりますが趣旨は同じですので 2 号側で読み上げて説明をさせていただきます。
0:03:29	1 号 2 号 3 号及び 4 号炉で電力融通できる設計とするということ。また時同様高圧電源盤は 1 号及び 2 号炉共用接続することで、1 号炉の非常用高圧電源盤に電力融通できる設計とし、
0:03:45	また 66kV 母線送電して起動用高圧電源盤 3 号及び 4 号炉共用接続することで、3 号及び 4 号炉の非常用構成現場に電力融通できる設計とする。
0:03:58	記載を追記できるよというふうに考えております。
0:04:03	No.16 の指摘事項に関する回答は以上となります。
0:04:08	続きましてナンバー 17 の指摘事項に対する回答を名スライド目 8 スライド目で説明させていただきます。
0:04:17	まず 7 スライド目ですが、前回の審査会合でお示した表でいきますと設置場所と運転中の台数、あと廃措置期間中の台数について入れ放射性モニタリング設備の説明というのをさせていただきます。
0:04:33	指摘事項としまして、廃措置期間中に維持するエリア放射線モニタリング設備の選定根拠を原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG の 4606 と関連づけて補足することという指摘をいただいております。
0:04:49	回答ですが、弱 4626 の観点、三つございまして一つ目は、変動、二つ目は人が常駐。3 点目は、作業等の立ち入りというふうなものがございしますのでそちらの観点、どれで選んだかというのを表の三つ右ですね、に追記を
0:05:07	それとともにですね廃措置期間中に維持する台数につきましてはおおよその設置場所のエリアがわかるように補記をエースさせていただきます。
0:05:20	表の説明に移りますが、まず、1 号炉の原子炉建屋につきましては、6 台排除し間でも維持ということを考えております、こちらは 6 回の燃料取替床エリアに設置されておるものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	こちらで弱 4606 の観点としましては変動というふうなものを設計根拠として関連付けております。
0:05:44	続いて、2 号炉の原子炉建屋ですが、こちらもならない。どっかのみ燃料取替床エリアに医療放射線モニタリング設備を維持すると考えているとともに、1 台で 4 回の資料 6 施設にございますのでこちらは作業等の立ち入りが発生するというのを想定して維持するということを考えております。
0:06:07	下行きまして 12 号炉のコントロール建屋につきましては 2 台、1 号炉側は 2 号炉側は中央制御室に設置するとしてありますのでそちらを維持するということを考えておりまして、根拠としては人が常駐ということ想定しております。
0:06:26	下 3 号炉原子炉建屋につきましては、フォルト次号炉原子炉建屋と同様ですので説明は割愛させていただきます。
0:06:34	最後目いきまして、4 号炉の原子炉建屋につきましても、2 号 3 号の原子炉建屋と同様な考え方になりますので説明は割愛させていただきます。
0:06:47	下行きまして 34 号炉コントロール建屋につきましても、3 号炉の中央制御室 4 号炉バーの中央制御室で 1 台 1 台の 2 台を維持するということで 12 号のコントロール建屋と同趣旨の記載となっておりますので説明は割愛します。
0:07:04	下行きまして、12 号炉廃棄物処理建屋につきましては、8 台運転中も維持しておりますし、今後も 8 台以上するというふうにご考えてございます。そのうちですれ 7 位につきましては、各エリアに設置されているエリア放射線モニタリング設備になりますので作業等の立ち入りということで維持をすると考えております。
0:07:26	残り一覧につきましては、廃棄物処理建屋側の中央制御室に設置されておるものでありますので、人が常駐というものを根拠として鋭意実施設置すると考えております。
0:07:38	下移りまして、34 号炉の廃棄物処理建屋も運転中は 8 台廃止措置期間中も 8 台維持すると考えておりまして、こちらは各エリアごとに設置されておりますので、先ほどの 8 ということ根拠に選定をさせていただきます。
0:07:55	従いましてサイトバンカ建屋の使用済み燃料輸送容器保管建屋につきましても運転中廃止措置期間中、ともに 1 回維持するというふうにご考えてございまして、全社サイトバンカ建屋につきましては変動公社経営使用済み燃料輸送容器保管建屋につきましては先ほどのたち等は発生するということを考えて、
0:08:15	おりますので、そういうことの根拠として選定しているというふうにご考えてございます。
0:08:21	審査会合における指摘事項 No.17 に関する説明は以上となります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	規程続きまして資料 1-2 の補足説明資料の修正箇所のみを抜粋したものを お配りしてございます。
0:08:39	こちら先ほど資料 1-1 で説明しました。エリア放射線モニタリング設備に関 する記載を別紙 6 の第 1 表
0:08:48	というところにそのまま反映をしておるのは、修正点 1ヶ所目。
0:08:54	修正での 2ヶ所目としましては非常用ディーゼル発電機に関する手順書です とか、そういった記載を別紙 7、
0:09:04	以上ディーゼル発電機及び蓄電池所内用の負荷容量についてというところで 等を本文側に追記してございます。一段落目の中ほどですね先ほどパワー ポイントで読み上げた無償そのまま入れ込む形で修正をしております。
0:09:19	図表等を当てて特に修正はしておりません。文字等一部記載を適正化したぐ らいですので説明は割愛させていただきます。
0:09:29	本日は資料 1-1、1-2 の説明につきましては以上となります。
0:09:35	はい。
0:09:39	ここで区切ってよろしいですね。
0:09:44	都市じゃなくていいですよ。
0:09:46	あさぎりよろしくお願ひします。
0:09:49	キックオフ数名です。規制庁のツカベです。一つ目ですが、
0:09:58	6 ページ目の記載は、はい。上段は金。
0:10:03	結局、
0:10:04	どっかに書いてあるものがここに転記されたということで、今回火山のところを 記載いただいたかと思うんですけども、
0:10:14	平成の設備として用意された所内共通母線というのは、
0:10:22	ここには入ってきていない。
0:10:26	逆に時許可で
0:10:28	ここにも出てないのか。
0:10:31	まずカゴメさんへ等SEDする用意した所内共通母線低がここに入れないとい う整理になってるってということですかね。
0:10:48	東京電力ミヤザワです。今回逃避、
0:10:53	位置構造及び設備を記載しております文言につきましては設置許可添付 8 棟 に載っております断線結線図にある設備を使うまじは使うということを想定し て記載をしております。ですので、
0:11:09	補足説明資料の別紙 7、第 1 図に書いております。所内共通母線のように自 主で、事業者側で用意したものにつきましては、まずは記載には膨れ積載の 中で触れてないというふうな整理になっております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	ガリーましたのは基本的に、
0:11:36	単線結線図。
0:11:39	ヤツ大文字により防止しました。逆に単線結線図があるから、
0:11:47	こういう1号2号から34号に持ってくって概念は今まで
0:11:52	なかったと思うので、
0:11:57	そういう意味では月4日で、
0:12:01	何かクレジットとってたってことではないと思います。設備的には確かにそういう設備があるっていうのは事実かと思いますのでそういうところ、
0:12:12	ここに落とし込んだという整理ですので、
0:12:20	いいんですかね、どうでしょう。
0:12:24	はい。
0:12:25	規制庁藤森ですけど。
0:12:28	今回ちょっと変えていただいています、
0:12:31	基本その工認ベースの
0:12:36	資料が必要来許可と変わるところはですね、必要だと思っていて、
0:12:43	もう一度ちょっと確認しておいていただきたいんですが、
0:12:47	添付データ分その系統図とか、
0:12:51	その要領の設定根拠みたいと思う。
0:12:55	添付資料として、別表2条要求されていると。
0:13:00	もう
0:13:02	特に
0:13:04	言葉には書いてあるんですけど、系統図的なものを
0:13:08	やはりやっぱりその
0:13:10	要領
0:13:11	が
0:13:13	出力に対象といいのかっていうところは、今回その全然考え方設置許可と考え方を変えて、
0:13:20	だし、
0:13:22	あと設定されるんで、そこはもうちょっと細かい資料を申請書上、
0:13:29	いるんじゃないかなっていう気はしますが、もう一度ちょっと工認上何が要求されているか確認していただいた上で必要な
0:13:40	書類をつけて、
0:13:42	いただくよう検討。
0:13:44	御願います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:51	東京のオオツカですと理解しました。当然公認マリーナ定義の購入があるんですけどこの電力融通といいますが、そういったにやっと名もなかったんで、あまり用量とかまでは考えてなかったんですけど。
0:14:08	ちょっと検討させてください。すでに別紙の農協も考慮しますと別紙の7のところで用量が十分であることを説明してございますので、そういったものを
0:14:21	配置計画の本体のほうに、
0:14:24	コスト見込むというか、あとは、
0:14:26	判決ですかね。
0:14:29	そういったものを限度打つ1人と考えてます。以上ですはいお願いします
0:14:37	すいません規制庁のツカベですけども、今の別紙7のほうなんですけれども、ここでこういう手順書がありますよと言う話ではあるんですが、
0:14:49	この手順書で書いてあるものってのが具体的にどういうものかちょっとわかってないんですけども。
0:14:57	まさにここで
0:14:59	パワポで書いていただいたような
0:15:04	一、二分の
0:15:08	高圧起動幕末電源盤に接続して、そこから
0:15:13	66kV介して、
0:15:16	34号に接続するってそういうことをここにほぼイコールと理解していいですか、それともSAも含めて、
0:15:25	別にあるんですか。
0:15:38	東京電力ミヤザワです。事故時運転操作者操作手順と事象ベースに記載されておる事項ですが、ポートで簡単に説明しますと、実際に操作するのは中央制御室からしゃ断器の会合ですとか、導入操作を
0:15:56	受振したりですとかメンバーじゃないな。失礼インターロックの条件の作成等でリフトジャンパーみたいな操作をするっていうことはつらつら書いてあるぐらいい。
0:16:10	指定で具体的に記載がある。
0:16:13	事故につきましては、今回資料1-1で追記しております通り、
0:16:20	あわせ計算書に記載されております。
0:16:24	いろいろ交通電源盤、を介しての12号から34号間の融通ですとか、66kV系、送電しましてそちらを介して1を上回ると34号まで一級ずっと鋭意そちらの手順については規制があるというふうな状況になっております。以上です。
0:16:43	そうすると、ごめんなさい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:47	山野先生、将来共通構成を使うようなやつってのは、何社か兆候ベースの手順書でしたっけ、とかなんか別途手順としては別になってまた用意されているとそういう理解ですか。
0:17:05	東京電力ミヤザワで制動ご指摘ハンター所内共通母線につきましては実施設備Aという扱いでありますのであくまで津浪AMGと当社呼んでおりますようなそういう非常時用の手順書の中で、具体的にどういうふうな操作をするかっていうのが整理されているという。
0:17:25	認識が認識であります。以上です。
0:17:30	これでいいましたが、
0:17:32	この別紙7のポンチ絵には該当自主設備と書いてあって、
0:17:39	ますので参考程度にそういう手順書もあるよって。
0:17:43	文章のほうでも書いていただいてもいいんじゃないかなとは思いますが、
0:17:48	いかがでしょうかね。
0:17:52	コメント東電オオツカsコメントをいたしました検討させてください。以上です。
0:18:02	その他16だで何かございますか、水中で
0:18:12	よろしいですか。
0:18:15	ないです。
0:18:17	17億はちょっと細かい確認になりますけれども規制庁のツカベですけれども、
0:18:24	まず、原子炉建屋なんですけれども1234でありますけれども、変動ということで基本的に取替床エリアは変動する可能性があるということでこの変動というのは、
0:18:40	燃料取替床で具体的な何か作業が想定されているということですかね。
0:18:49	燃料の取り出しとかそういう作業のときに、この変動が効いてくると、そういう話ですか、ちょっと確認だけなんですけど。
0:18:58	はい、東京電力ミヤザワです。° ご指摘の通り、原子炉建屋6階、燃料取替階エリアにつきましては、使用済み医療等、日防火する作業というのが今後発生するというふうに予見しておりますので、そういった観点で変動が生ずるというふうなことを想定しております。以上です。
0:19:16	加えて、当試料採取ラック室だとかサンプリング室とかいろいろあるんですけども、一部についてはそういったことがないと。
0:19:26	で、2号炉3号炉についてはそれぞれ水などとか資料なのかそこら辺の違いがあるということで、精度移出しては使い分けているとそういうことです。
0:19:43	一部にはないないって理解でいいですか。
0:20:43	東電をとりあえずちょっとここは遅くすいません。ちょっと確認させてください。特にさ確認して回答します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:52	じゃ、続けちゃってもよろしいですか。
0:20:59	それから、
0:21:00	すいません、もう1個廃棄物処理建屋なんですけれども、12号炉だけ中操があるんですかね採用防虫そこがない。
0:21:20	はい。
0:21:22	東京電力ミヤザワ冷凍34号炉の中操がないわけではなくてですね8スライド目。
0:21:29	-034号炉コントロール建屋っていうところは34号の中央制御室になっております。以上です。
0:21:40	ふうん。
0:21:45	なるほど、検討12号炉についてはコントロール建屋は別に、7ページ目にありますけれども、そこでは1号の廃棄物処理建屋増コントロールは、
0:21:56	しないで、
0:21:58	採用は全部一緒になってるってそういうことなんですね。
0:22:07	東京電力ミヤザワです
0:22:10	12号のコントロール建屋につきましては、12号の地方制御室があります。34号のコントロール建屋には34号の中央制御室例があります。それとは別に、12号の廃棄物処理建屋というもののの中に、
0:22:26	廃棄物A用の中央制御室というのは別個集中的に処理する案調査確認する場所というものは福島第二の場合は設置されております。以上です。
0:22:41	廃棄物処理建屋のコントロールリースというのは1号炉だけにあって、
0:22:47	34号国道廃棄物処理建屋にはコントロール室がなく、そのかわり、34号のコントロール建屋のところで、操作できますと、そういうことです。
0:23:03	すいません東京電力ミヤザワですねとそうではなくて12号廃棄物させ処理建屋にある中央制御室で34号炉の廃棄物処理建屋の設備も操作をするような設計になっております。配置図ご覧になっていたら、いただければわかるんですけれども、12号炉の廃棄物処理棟、
0:23:23	いやと34号炉の廃棄物処理建屋隣り合わせで設置されておりますのでそういったつくりやっております。以上です。わかりました。
0:23:38	はい。
0:23:40	で8台はすべて
0:23:43	はい、エリアに設置されているもの。
0:23:46	以上です。
0:24:01	はい、そのほかあります。
0:24:07	よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	規制庁藤森ですけど、ちょっと一般的なことでちょっと教えてもらいたいんですが、
0:24:15	今ってあれ 1 次冷却系の水って、
0:24:20	どんな条件になった状況になってんでしたっけ。
0:24:23	循環はしてないけど、
0:24:27	はい、っているのか、そもそも抜けてるちよどないと思うんですけども、今どんな状況なんでしたっけ。
0:24:55	東京電力のミヤザワです。今一次冷却材につきましてはRPV、原子炉压力容器の中につきましてはウェアの開放状態にありますが、ある程度の水位といえますかそういったもので水は中に入ったままというふうな状況になっております。以上です。
0:25:17	1 次冷却系の配管とかは、
0:25:19	どうなんですか、そこもやっぱ土東京電力ミヤザワで政党すいません一時冷却系の配管とおっしゃるのは具体的にどの配管を想定されてるのかによって回答は変わってくるんですけども、
0:25:32	普通にタービン建屋に行くような、はい。
0:25:39	主蒸気系配管ってことですかね。そうです。
0:25:44	そちらにつきましてはそもそも蒸気を通るA系統でありますので、多分水等は入ってないと感想保管といえますかそういった形かなというふう
0:25:57	なるほど。民主行っておりますが、サブチャンとかはどうなってます。
0:26:01	サプレッション・チェンバにつきましては水を張ってままの状態です。制度現行運転中の保安規定も、
0:26:12	適用されておりますので、サプレッション・チェンバの水位というのは維持する必要があるのでというふうに認識しております。以上です。
0:26:20	そうする通りですかねそのタービン建屋を
0:26:23	線量区分としてはもう
0:26:26	低い。
0:26:27	ほとんどないないですかね。
0:26:32	東京電力ミヤザワです。そうですねもともとタービン建屋の線量高いというのは短半減期の位置図 17 棟は寄与してなかったというふうに跡地ガスとかもし漏れてきたんですかね、言葉で寄与していたというふうに思っておりますので現時点ではもう運転終了 9 年ぐらいで純層 10 年ですかね。
0:26:51	経過しておりますのでかなり線量は運転中に比較して落ち着いてきているというふうな認識でおります。以上です。
0:27:00	はい、わかりました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:05	すみません、フジモリ規制庁フジモリですけど、一見確認させていただきたいのは、原子炉建屋のそれぞれ体操公開かなり減らすことになると思うんですが、オペフロのこの6台とかないとかっていうのは、
0:27:22	今残ってるものをすべてそのまま維持しますという
0:27:28	理解でよろしいでしょうか。
0:27:32	はい、東京電力ミヤザワSKと御指摘の通り討論会の燃料取替床エリアにつきましては運転中のアイス営業すべてそのまま維持するというふうな整理になっております。以上です。
0:27:44	はい、規制庁フジモリです。わかりました。
0:27:51	よろしければ、また戻ってますけど、2-12-2の資料の説明に移りたいんですけど、すいません。規制庁フジモリですからちょっと戻ってしまって恐縮なんですけど、非常用DGのところで、また電力さんであったので、自動起動は1沖縄維持しないと書かれていると。
0:28:11	があると思うんですが、今回、東電さんのものは、児童
0:28:17	起動の機能自身は飛ばされる予定なんでしょうか。
0:28:25	そうですね。どっかに書いてあるかもしれないですというので、確認も含め、はい。
0:28:32	はい。
0:28:45	これ東京電力のミヤザワで生徒廃止措置計画認可申請書の残高本部6号の共用に記載しております通り、当社、福島第二のチラシいずれ発電機につきましても自動起動。
0:29:00	のような機能は維持しないというふうな考えをしております指定と理由につきましては、前解析性能維持施設に関する補足説明資料で説明させていただいた通り、仮にです外電喪失ですとか何らかの事象終わった落ちて営業部の冷却を実施しましても、本規程で定める65℃、
0:29:19	まで到達するように、約5日から7日とかなり時間はかかりというふうな評価をしておりますので、映像は何か事象が起きてすぐり非常ディーゼル発電機を起動しなければいけないというふうな状況ではないということ。
0:29:36	考えてるのは記載となっております。以上です。
0:29:41	手帳フジモリ炭は廃止措置計画の6億のここにも自動起動のことは書いてありますということで理解しまして、もう1点なんですけど、電力融通で手順書があるということで、
0:29:56	出野については定期的に点検しているということなんですけど、実際にその
0:30:03	今回3、3層のDがそれぞれ動くことになると思うんですけど、その場合のその例えば同期をとるとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:10	そういう操作というのも、
0:30:15	ちゃんと手順が定まっていて、そこに関して、何か訓練とかをされているかどうかというのがもし分かれば教えてください。
0:30:34	東京電力ミヤザワですねと言ってん確認ですが同期とおっしゃってるのは何と何を同期させるってことを意図に認識として発言確認させていただき等、各成長フジモリ線の理事それぞれ酸素の理事だと思うんですが、
0:30:49	これが2台一遍に動いた場合って、ちょっとどう電氣的にという状態になるのかというのが私ができて、理解できてないのかもしれないんですが、
0:31:01	何か考慮は必要なことなんですかという意味も含めてお伺いしました。
0:31:18	フジモリ東京電力黒田です。JV訓練されてるかっていう現につきましては市民の訓練等でそういった電源喪失時の、これLIBORしてございます。で手順の岩盤でインタラクション同期検定最後管理しなければ社会にははいません。
0:31:38	農協取るかって言いますと、普通は便利があるところではどうやっておるんですが、電源喪失時のしゃ断器投入の場合は特に動機がなくても、はいるという状況です。以上です。
0:31:56	はい、規制庁フジモリです。はい。訓練されていることを
0:32:02	地名さ等で今年されていることを理解しました統計についても、ちょっと天気の扱いになればわかんないところもあるんですけど、急遽なくても、
0:32:12	電力は短適切に
0:32:15	供給されるようになってるという御説明だと理解しましてありがとうございます。
0:32:23	あ、すみません、規制庁のツカベですけども、
0:32:28	エリアモニターのところちょっと1点だけ確認したいんですけども、今回、
0:32:33	希ガスホールドアップ装置の建屋には2台あったのは要らないという形になって、そもそも線量は僕は低い。
0:32:41	ということなんですよねというのと、
0:32:44	あと、新しいです。
0:32:47	もし奉仕させるには、気体廃棄物の処理は続けるんでしたよね。
0:32:56	続けたとしても変動がないし、置いとく意味はないということで今回ゼロになる。
0:33:03	そこら辺をちょっと説明をいただけますか。
0:33:08	はい、東京電力ミヤザワですけどまず1点目線量につきましては、こちら記載の通りですね、もともと運転中の希ガスを保持するという一時的に移行経路をグルグルまわして時間を稼ぐという厳正化させるという装置でありますので

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:25	半減期核種であります希ガスにつきましてはもう現在もほぼ存在していないと考えておりますので、線量としてもそんなに高く運転中と比べてその高くない状況であるというふうに指定をしております。
0:33:37	ね 2 点目
0:33:40	耐放射性廃水放射性気体廃棄物の処理に関しましてはこちらの設備は使用する予定ございません。具体的な設備構成につきましては設置許可工認等確認いただければと思いますが、こちら復水器から過疎引っ張ってスタックまで配置する。
0:33:57	ときに種その運転中に使ってた設備になりますので、今後復水器で蕎麦通常運転しませんのでそういったある復水器からサイトに過疎かかるというふうな設備につきましては不要だというふうに考えておりますので、こちらの設備は使う予定はございません。今後使う設備
0:34:16	気体放射性廃棄物の放出経路としましては、はい措置計画の本文 12 ポンチ絵記載しておりますが、各建屋に設置されております。空調機から出てくる排気というものはスタックを経由して出てくるというふうな経路のみを想定しております。
0:34:33	説明以上です。
0:34:35	わかりました。
0:34:37	今後それ建屋自体の解体が行われるんですけどそんなときにもうエリアモニター特に必要ないということですかね。
0:34:46	こういった運転中じゃなくて解体のときだけなんですけど。
0:34:57	東京電力ミヤザワですけど解体時につきましてはまず何だかの汚染された物質を解体するときにつきましては、恒設のエリアモニタリング設備例等を使うかどうかを使うというよりかはKase可搬型のモニタリング設備ですとかダストモニタと。
0:35:16	設置して中の汚染された上で解体撤去する際にはやっつけていけばいいのかなというのを考えておりますがそちら第二段階以降の話でそれで別途御説明させていただければと思います。公団配置と建屋の解体にを行うというのみあつきましたは、
0:35:34	もうすでに当選された物が無いという状態で建屋の解体に進むことを想定しておりますのでそういったときにも医療放射線モニターですとかもそういったモニター類っていうのは、設置して確認してもいいんですけど、ほぼ必要性というものは無いのかなというふうに認識をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:51	こちらにつきましても建屋の解体第4段階ぐらいで時制度という想定をしておりますのでその前段ぐらいで説明させていただき話かなというふうに認識しております。以上です。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:36:05	じゃあ次にいきましょう。
0:36:19	書いて次を保安規定変更認可申請の指摘事項回答のほうに移らせていただきます。資料のほうは非常番号2-1 ウエノb-2 となっております。失礼しました。東京電力の石川です。
0:36:38	指摘事項のほうですが伊藤に言い方で、1ページ目をご覧くださいまして龔三つでございます。まず一つ目が一等19条のカメラで影響防止計画を
0:36:53	する場合も隣接合計の影響確認等について具体的な構成と説明することで二つ目としまして、第7条と保安運営委員会の審議事項の推移していただけないと説明することと、inch2 としまして、32条33条のイナート後フォールアウト。
0:37:13	急ぎ検討はなされると思うが全体的なフローを示し今度名称の整合について説明することとなっております。
0:37:25	資料2は1を中心に御説明させていただきたいと思います。
0:37:32	ケース等東京電力の話がですね、これはご指摘いただきました一番の原則を受けてやっていただきたいと思います。これを指摘していただきました事項ですけれども、第9条、
0:37:48	の廃止措置計画に基づく工事計画をする場合人数規模を入れる等々について、具体的なプロセスを削減しました。
0:37:57	手続きなども工事を所管するグループのチームが主体となり、工事の内容が人月他号炉に必要な機能及び性能に影響を及ぼさないと換気になってますからいいかなとちょっと考慮します。確認します。
0:38:14	なお、隣接する他号炉と発電所敷地外にある自号炉以外の原子炉製造してこれからちょっと、この下の三つは指摘事項フローだけご説明させていただきたいと思います。
0:38:27	炉の確認をお願いします。一つ目の廃止措置計画に基づく計画ですけれども、ここで当社としましては、別途でも設備をいつ交通かということを書く計画をします。それから軽微とその下の発生量クローンにつきましてひし形のところですけれども、
0:38:45	れようここでは別途共通化供給設備に関連する工事や工事場所が隣接する他号炉に跨るといった後の燃料が進む恐れの有無も関係するグループの11cmと協議した上で確認することとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:02	それで、その内容につきましては、問題、影響しないということであれば、別途このひし形のところいっぱいありまして、機能からその下のほうに行くと、時とその後、工事っていう工程を調整してされるか着手になります。
0:39:22	ということになります。の際にはですね、5件いただきました通りですね、1人のGMは集荷主題で確認するんですけども、ここでは、施設の関係する事務等の確認をしまして、さらにですね。
0:39:38	コミュニティにありますようにタブの影響確認について、GMのみならず、その上でありますけど、部長による確認をするというという手続きを持ってきております。部長というのは相手と土をここへ保全は、
0:39:57	開発の方ですね、これのみならず自然関係地方から放射線関係情報関係する情報があつて、確認を行っております。それで、フローに戻りまして、一つ目のひし形のところですけども、ハ号の必要な影響機能及びし、
0:40:17	影響を及ぼす恐れがある場合はDFとして下にいき場所でここでなかった場合には、委員長としてこういう措置を講じないようですね、購入処置が道路影響しないことを廃止措置のほうの運営委員会で審議します。
0:40:34	ここに持って内容及び講じる措置が問題ないということであれば、結局のフローの下に行きまして、工程ということをしてしまして、秒間について着手なるということで、
0:40:50	それで、その保安運営廃止措置の保安運営委員会の審議で、これは影響あるんじゃないかということも判断になりましたら影響ありということで、別途……上に戻りまして、
0:41:06	工事計画の練り直したということで、またその同じようなフロー規定サブような形になります。御説明は以上となります。
0:41:19	申し訳ないです。
0:41:22	二つ目の右肩3ページ目ですね指摘事項のNo.すについて御説明いたしますと電力のウエサカです。ご指摘いただいた事項としましては第7条廃措置法案の運営委員会の審議事項について具体的な内容。
0:41:42	説明することという御指摘をいただいております。これに対しまして回答したい示しておりますが、二つ目の四角の下のほうですね、御説明いたしますが、今回申請させていただいて本規程の記載につきましては、現行の保安規定の記載を踏襲した。
0:42:02	サイトしております、この下に示している(1)から(8)の記載のぶら下がる際の部分に示すような具体的な伸縮大々的な審議事項ですね、こちらの社内規定においてマニュアルにおいて明確化していると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	というのが当社のほうの状況でございます。具体的な内容でご説明しますと、(1)としましてはこちらの括弧の番号のところに記載しているためですかね、項目に関しては、保安規定に記載していると。
0:42:36	いう状況で(1)として保安管理体制に関する事項としまして、前にかわりに示す具体的な審議事項としましては、原子炉施設の保安に関する組織いいし、職務分掌の変更。
0:42:52	原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会等の設置廃止。
0:42:57	は廃止措置主任者の選任委嘱に関する重要事項の変更ということで二つ目ですが、廃止措置管理に関する事項としましては、本規程第 14 条廃止措置管理のほうに定めるマニュアルの制改定廃止の方針、
0:43:14	当然関連マニュアルの制改定廃止の方針、それから原子炉施設の廃止措置の変更新採用の保安規定に定める施設運用上の基準に影響を及ぼす事故対策工事に係る工事記録に関する事項。
0:43:30	三つ目ですが、燃料管理に関する事項としまして、関連マニュアルの正解で廃止の早い方針、それから、使用済燃料輸送容器の仕様変更、A排水破損燃料に関する特別投資四つ目としまして放射性廃棄物管理に関する事項としまして、
0:43:50	何でもあり制改定廃止の方針実名放射線管理に関する事項、三つ目、施設管理に関する事項に関しても同様に関連マニュアルを制改定廃止の方針、7 項目目 8 項目に関してははしだいで記載の通りの
0:44:09	状況としております。この回答の 2 番目に関しましては資料 2-2 としまして補足説明資料をつけさせていただいております。なお補足説明資料をどう中身に関して細かく説明は省略させていただきます。これは補足 2-2 の
0:44:28	補足説明資料の 2 ページ目の経営一番下のほうに示す(1)からですね、先ほど申し上げました(1)(8)までの時項目及びマニュアルに示す疾病詳細な審議事項
0:44:45	お示しておりますので 3 ページ目の方見ていただきますと、3 ページ目以降ですね各双方保安規定に示せるかここに括弧 3 層の報告に基づくマニュアルの被災、これを下線部で示しております。
0:45:05	さらにマニュアルに基づく審議事項の具体例を見ますと、その下に三つでも示しており、このように、マニュアルに記載している事項ですか、あと A-3 ページ目の括弧 2 の火報 DBA 関連マニュアルの世界系廃止の方針ですと
0:45:24	そのマニュアルに関連する保安規定の条文を網羅するような形で審議事項としております。家二つの項目に関する御説明以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:38	東京電力のウエノSDAY資料 4 ページになります。第 32 条及び第 33 条については運用は一体でなされると思うが、全体的なフローを示すこと、また条文との整合についても説明することについて回答いたします。
0:45:57	第 32 条の第 33 条の繋がりが出るのは、管理区域内発生分となります。右側の黒第 32 条の非管理区域へのRO実施しようとする場合には、左側のフロー第 33 条の効果を持つ。
0:46:14	ラドの影響が年間 10mSv 言い方どうかして評価します年間 10mSv 以下であれば、右側のフローNRの間、
0:46:25	ウエノための放射線測定地上化を実施して郊外へ搬出するという流れになります。ラドの影響が除染等を行っても、年間 10mSv を超えていれば、管理区域内で適切に交換となります。
0:46:41	つまり 3 第 32 条の管理区域をする場合は、第 33 条のほうかぶってるホールアウトの影響評価が変わるということになります。
0:46:52	またフローの中に採用する保安規定条文の港湾を赤字で記載しております。説明は以上です。
0:47:03	はい。
0:47:04	。
0:47:06	はい、ありがとうございます。
0:47:09	じゃあ、順番に
0:47:13	ナンバーワンだから、
0:47:15	議題と思いますが、
0:47:18	前回規制庁のツカベですけれども、前回回位多分が抜本的にオオカワしたかもしれませんが、マネージャーグループマネージャーGMOというのは、
0:47:30	1号2号3号4号
0:47:36	跨った形で出版所掌事務を所掌されるんですか。
0:47:44	ハイウェイ東京電力のタガシラでその通りでございます。機械GM、それから計装GM電気GM等々を跨った形で保険の方がなかなかできなかった。
0:47:59	以上です。
0:48:02	そうしますと、議会GMという方がいらっしゃったら、1号2号3号4号というのを、基本的に行う的にその人は確認できる。
0:48:14	けれども、
0:48:17	今回、ここの補明示フロー図でいうと米印の
0:48:22	2というところで、
0:48:25	まずはGMが各号炉への影響を確認して、
0:48:30	影響ないでなさバッチ後には関係部長部長による

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	確認を得るといプロセスが追記されたので、グループマネージャーの判断ミスみたいなものはここで防げると。
0:48:44	そういう
0:48:46	流れになってるという理解していいですか。
0:48:51	YKT東京電力の高橋です。その通りでございます。
0:48:58	この関係部長による確認というのは具体的には何か社内手続き。
0:49:05	とか、社内手順に何か落とし込まれているんでしょうか。
0:49:11	東京電力のタガシラです。別途検討まだマニュアルが完成したわけではございませんが、現在その作成 10 であります廃止措置基本マニュアルのほうでプレスするというその夢を与えると、多分固定にしております。
0:49:31	可能であればこのところにそういう下部規定なりマニュアルなり何か定められるのであればそこところは、
0:49:39	そういう手続きにおいて関係部長の確認を得ると書いていただいたほうがいいのかと思うんですが、
0:49:50	はい、了解いたしました。
0:49:54	記
0:50:03	一つ関係部長というのは、
0:50:08	具体的には、
0:50:11	どういう形で選定されるんです。
0:50:19	東京電力のタガシラですけど、工事の内容に医療で前提にするという形になります。
0:50:31	同期かかってくる保全部長到底ずっと厳しい感じある種保全部長それから、支店部長運転する部長それから、放射線間欠議長とします。
0:50:48	ツカベですけれども、部長というのがまず保全部長というのはいらっしゃるそれから運転部長それから放射線議長。
0:50:57	主にこの 3 名の方々関係してくるという話ですかね。
0:51:06	すみませんけどすみません 6 兆使ってしまう程度標本敷地の中で根底にございます。ここ弁工事部長それから、施設に大口力防災放射線安全部長。
0:51:20	等が別途関係する形になります。
0:51:24	その他必要に応じて関連包括部長から大きく関係することで、今、工事の内容において、赤入れて販売していくことになります。以上です。
0:51:44	ちょっとしつこいようですけどそういう部分長関係する部長というのはグループマネージャーが選んで、
0:51:52	稟議書みたいな形で決裁もらってもらう、そういうイメージですかね。
0:51:59	はいその通りです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	はい。
0:52:04	稟議書は最終決裁者は、
0:52:07	又マタなんですか。
0:52:16	ここで言うところいうにつきまして最終決裁者承認者を主管GMになります。
0:52:24	ただ、その内容につきまして同格の部長が結局問題がないってことを確認する形になります。以上です。
0:52:37	作んだこととお伺いしますけど稟議書には部長雨は通すけれども差異はしないってそういうイメージですか。
0:52:46	3程度タガシラですけど、社員、社員は、4月ってということというのが形になる6にしております。
0:53:05	金型そのままそういう部長必要な部長にきちんと確認がとれているかという点で発電所長なりそういった方の
0:53:15	確認はないということなんですね。
0:53:19	いうところが発電所長等の確認はどう機能を様相手があるということになれば、発電所長確認ちょっと数字の鉄塔で必要に応じてという廃止措置の委員会で確認することになります。
0:53:39	以上
0:53:41	とりあえずわかりました。はい。
0:54:04	規制庁藤森ですけど。
0:54:06	ちょっと先ほどもうコメントありましたけども、
0:54:10	結局こういう手順でやるってということがどこで担保されて、
0:54:16	どう。
0:54:17	なりに基づいてこの手順でやっていこうとしてるのかっていうのが、
0:54:23	やっぱり不明確だC先の関係するグループGMっていうのが、
0:54:28	やっぱり集中的にそうすると主幹 10mが選ぶ。
0:54:34	ということになっちゃった。
0:54:36	てるような気もするんですけど、その辺の担保を
0:54:41	例えば、このフロー図でいったら、最後にこのなんか全体工程会議及びリスク検討及び工程調整ってあるんですけど、ここも何も説明ないんですけど。
0:54:52	ここで何か最終的に全部か。
0:54:55	誰がどう確認するとか、何に基づいて、
0:54:58	誰がどう確認するとか、もうちょっと丁寧にこれ説明していただかないとよく
0:55:06	これで本当に担保されてるのかが判断できないんですけど。
0:55:13	もうちょっと具体的にそのどういう手順でどこで決めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:17	誰がどう確認していかっていうところをもっと明確に説明してもらいたいんですけど、さっき言ったその所長がどう、どこで関わってくる保安運営委員会だから、あとじゃ主任者は、
0:55:32	全廃措置主義者全然どこにも関わってこないのか。
0:55:38	結局やっぱりいろんなグループに跨っちゃうかもしれない工事であると思うんでそこが本当どう担保されてるのがよく。
0:55:50	これだと。
0:55:51	ちょっと説明が足りないと思い、思うんですけどね。
0:56:05	はい。
0:56:07	すみません、県道沼津別途同士のヘッド全体持って会議等により転倒及び工程調整につきまして私がちょっとこの図で上のひし形の二つで確認承認確認された事項に
0:56:26	法人に対して、その工事が今後の工程で対応することが適切であるとか、回答工事をするにあたって安全等がちゃんと立てられているかということを確認するための
0:56:41	会議の調整会議等になります。ですので、ここのところで、その内容に対して、製造
0:56:50	それまでに決定された内容に対して幾つぐらいのことは、
0:56:56	国内一定以上のもんです。それでちょっと一つ戻り訳戻りますと、記載の通りですね承認をするのは工事を主管するGMが一つの方法時間以上ということになります。それが一つ目の菱形になりますし、現実とこの中で、
0:57:17	GMガーッとこれは先ほどありました機械GMですと気配り動き見てますので、予防の並びをその機械の横並びを見るということであれば、自分が必要GMLして、
0:57:32	理解をしてますので、それ以外に例えば元気に弁関係に影響するとか、計装関係に影響するとかということにつきましては、関係するグループのGMという形で協議をするという流れになります。
0:57:51	洞道それで問題がないねという形がとれますと、どこの元町先ほどご説明さしていただきましたのCCMの一応確認承認確認わけだけでも、さらにその部長に対して、
0:58:08	ぜひ部長のみ部長からですね、問題がないかという確認をしていただくという形になっておりますので、別途工事の中頃にこの工事の内容はですね、他号炉の必要な機能及び性能に影響が操作があるかと言っておられますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:25	下の理由とあって下の菱形に移行して、常にそのボアホール貯蓄保安運営委員会、委員会の中で、この工事の内容と、それからそれに対して勉強の方向へ恐れがあるのであれば講じる措置がどんなものかっていうところを、
0:58:43	現状所長とユニット所長とかどうかと思います。主任者で産経新聞社の中で増える審議をしていただいて、そこの中で影響があるかないかという判例をいただく。
0:58:58	営業なしであれば、先ほど御説明させていただきますようにもう2a全体工程会議といえども、流れていきまして、今大きな調整とかの関係費はその中でタガシラませんが、安全処置をかけていいのか、水素等を検討して作者放射取材。
0:59:17	営業外という判断をされますと、また、特別に戻りまして工事の計画の練り直したという形の中で、
0:59:26	いや、伺っております。以上です。
0:59:33	下の藤森ですけど、下の全体工程会議リスク検討等は工事のリスク等であって、やっぱり他号炉とは関係ないちゅうことは、
0:59:44	わかりましたが、最初のひし形のところで、
0:59:49	だからどこでどう決めて、
0:59:53	誰がどう判断するのかっていうのをもっと明確に説明して、
0:59:57	いただいて関係部長というのがもっとじゃ恣意的に
1:00:02	なってしまうのか或いはもう様式上で、すべての部長に
1:00:07	確認するとなっているのかその辺もよくわかりませんよね。
1:00:11	その上で
1:00:14	ノーだったらもうその保安運営委員会にもかかわらずに、
1:00:19	終わっちゃうってことですか。その保安上委員会の審議事項として工事計画もあると思うんですけど、そことの関係もなんかよく
1:00:28	わかんないですし、
1:00:31	だから一応Noでも保安運営委員会で工事計画かかるからそこで所長とか廃止措置主任者も確認しますって言うならば高。
1:00:42	全体的に
1:00:45	見る人がちゃんと見るんだなっていうのはわかるんですけど、その辺をどう考えてるのかわかるように、
1:00:52	説明していただきたいんですけど。
1:01:07	すみません等というところ確認いただきましたねと恣意的になるのがあるというところの健康までちょっと御説明させていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:19	この関係部長であって、その一つのひし形で看護師さんようがリンクずつメーターご覧よね。ウエノの影響恐れがあるかっていうのは、主盤GMが判断しまして、ここのループ室のほかにグループ2条確認をするという形で、その上で、
1:01:38	問題ないとしたら、部長にしゃべる関係部長に上げるということになりますけれども、例えば関係する部長が1人抜けていたとなった場合は低調その他の部長が、これは例えば江藤知交差し、
1:01:58	本日放射線関係の保証が抜けていた場合には、通常保全部長に上げた管理、これは放射線部長に確認すべきじゃないかという。
1:02:09	インターロックというか流れだったりと働きますので、その影響というのはかなり層厚でも自分引き込みかなり少ないですし、内というふうに認識しております。
1:02:24	地面から検討も一つの工事計画につきましては解消工事計画を作成するために別途公務委員会設置法案明快に通りやすいのでないように計画に対して内容に変更がなければ、どう保安運営委員会にかける必要。
1:02:43	左とか変更がないので各運営が通らず受け取って実施計画に基づいて見てられたものに関して、だんだんと工事を行うという流れになります。
1:02:55	以上です。
1:03:00	ちょっと今口頭で説明いただいているかよくわかんないですけど、その辺を少なくとも資料上、説明落とし込んでいただいて説明していただかないとどう担保されているのかがよくわからない。
1:03:14	C、
1:03:15	なんかじゃその保安運営委員会は、
1:03:20	確認しないっていうことですからあくまでそのGMが
1:03:27	影響を及ぼす恐れがあるとした場合だけ確認するけど、
1:03:32	それ以外はもう
1:03:34	確認しないっていうことになるんですか。
1:03:53	定量ちょうど電力費他号炉入試どぎつしよう必要な機能及び性能面両方それがないものに関しては、部長の確認をもって、工事に入るということは当然教え改良通知をして考慮したときに向こうに入るという中であります。
1:04:14	どうぞ。
1:04:16	どう担保されてるかっていうことにつきましては常勤仮にもう少し見えると落としてちょっと御説明させていただきたいと思っております。以上です。
1:04:30	はい、その各部長ってというのが
1:04:33	GMOより上の職位の人で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:36	各部長が必ず確認するってということなんでしたっけ。
1:04:43	その通りでございます。
1:04:49	だから少なかったそれが関係部長による確認を得るってということとか、その辺がよく。
1:04:57	わかんないな。
1:05:00	関係部長。
1:05:03	だからそれをどこでどう決めて、関係部長の
1:05:09	関係部長というのはもうすべからく一応全部決裁ルートに入って行って確認を得るってということですか。
1:05:24	はい。
1:05:26	はいその通りでございます。
1:05:30	はい。これ決裁の範囲ですか。何かさっきの御説明土地がツカベですけれども、
1:05:37	さっきはもう稟議上はグループマネージャーで終わっちゃって、なんか別途協議みたいなものを部長とするっていう話でしたけど今の決裁上ちゃんとその犯行もらう人として入ってるんですか。
1:05:54	はい。
1:05:56	最初に説明させていただきました通りで決裁してから承認者は徐々に車 2m なんですけども、これの中の映像協議という形で情報見るようにしております。
1:06:12	去年のやつで半分もらうということですね。
1:06:16	はい。
1:06:20	わかりました。その辺をちょっと丁寧にわかるように、
1:06:24	資料上も説明していただければと思います。
1:06:29	あと、すいません、規制庁のツカベですけれども、今のお話で大体入ってたんですけど、ちょっとそこがよくわからなかったのがあって、
1:06:39	黒ポチの二つ目に他号炉への影響を及ぼす恐れの有無を関係グループGM と協議した上でっていう話があるんですが、質問の一番の趣旨は隣接号令の影響確認なんですけど。
1:06:56	要は機械GM 気体の部分。
1:07:00	何か工事が行われることが他の分野への影響を及ぼすかどうかということも含めて今回ちょっと御質問させていただいているんですけども、
1:07:12	そういう意味で、
1:07:14	各分類の影響だけでなく、自分の専門外グループマネージャーが自分の所掌している機械のところだけじゃなくてほかのGM が確認しなきゃいけないというのは多分この関係グループGM と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:28	の協議に入ってくると思うんですけども、そこも読めるように御説明をいただけますか書いていただけますか。
1:07:37	はい、承知いたしました。
1:07:46	それからちょっと先ほど説明できなかったっていうのは議長が何名かいれば足りない部長でも図等を
1:07:56	誰か指摘するでしょうっていう話がありましたけど、変な言い方をするとそういうそういう趣旨かなと思ったんですけども。
1:08:05	そう。そうではなくて結局その一つ上にいる立場の統括するような人が足りない点を指摘するっていうのが組織形態として、
1:08:15	あるべき姿なのかなと思うんですけども、いやいや部長クラスになれば、隣の畑の人も持たなければそんなやってくれるからいいよっていう自主的な話ですか。
1:08:27	担保できないっていうそういう理解でよろしいですかね。
1:09:29	はい。
1:09:30	どう含む変動そうだけど、ほぼ部長の立場でいいと他の条文に対して何を所管してるかっていうことは理解してますので増加に増えているという形になるなど。
1:09:47	いうそういう危ないっていうそういう広範囲にしております。
1:09:54	原電部分が
1:10:02	もらってというかそこに関してちょっとどういった
1:10:08	また、内上協議してその後説明させていただきたいと思います。以上です。
1:10:16	はい。規制庁の三木です。これは改めてじゃちょっともう1回日ヒアリング貸し予定してまたちょっと確認したいと思います。
1:10:25	その結果、何かありますが、この位置関係について、
1:10:37	三和よろしいですかね。
1:10:42	じゃあ、もし何かあれば、また、No.2 の関係ですけども、
1:10:49	今回ナンバー2 の関係で、もともとあった記載という赤字で前回の会合で御説明いただいた記載というのはこれにフリーに限らず東電さんは結構ざくとした形で保安規定は書かれている審議事項の内容は、
1:11:06	あれっていい技術は共通なんですかね。
1:11:11	東京電力のウエサカですけど。おっしゃる通りです。当柏崎刈羽それから見える、それから福島第一の実施計画も含めてですね、このような減るという方向で示してる1から8の営業部のみのような記載。
1:11:31	で保安規定に記載しておりまして、そのそれぞれの下にマニュアルがありまして、そのマニュアルで先ほど申し上げたように具体的な事項を審議事項を記

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	載しているというふうなつくりになっております共通おっしゃる通りとするということですが。
1:11:48	はい。以上です。はい、規制庁のツカベです。はい、わかりました。今回パートに書いていただいた内容で行って他電力さんの発電所はどう、それが柱書のイメージになっていて、かつ今回補足で書いていただいた具体的な審議事項というのを、
1:12:07	までが基本。
1:12:09	保安規定に書き込まれている内容なのでちょっと大分あのまあそこは考え方の違いがちょっとあるんでしょうね。
1:12:16	ハイツ意味ではわかりましたが、
1:12:22	7月の関係で、基礎規制庁側から何かあります。
1:12:29	藤森ですけど。
1:12:32	この廃止措置工事に係る工事計画については、
1:12:37	すべからく掛かるのでしたっけ。
1:12:41	東京電力のウエサカです。
1:12:46	はい、基本的には科医措置工事に係る工事計画として、規定ですとか、
1:12:57	除灰訴追工事計画ですとか、その下部マニュアルですとか、そういった記載に関わるような重要な事項についての審議事項ということになります。以上です。
1:13:13	藤森ですけどいやあの廃止措置工事自体の計画がかかるかどうかということなんですけど。
1:13:20	うん。
1:13:37	東京電力の上原です。どうも御指摘の通り摩耗相槌工事の計画に関する事項として審議事項に係ります、いろいろ
1:13:49	はい、わかりました。
1:13:57	そういう適切な時の
1:14:13	当然オオツカですけど、発電所に確認ですけど先ほどナンバーワンの火門回答だと他号炉に影響を及ぼす恐れがある場合が廃止措置保安運営委員会にかかるって説明だったんですけど、その説明と
1:14:29	先ほどの回答違うと思ってるんですけど、どっちが正しいんですか。
1:14:49	はい。
1:14:50	東京電力のウエサカですけど、基本まず基本としまして、先ほど申し上げたように配属工事の工事計画は、ベースとしてかかります。それに加え、先ほども質問1の回答で示したような見通さ号炉への影響を及ぼす

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:10	可能性があるからこういうコストというものも廃止措置法案件利点も委員会にかかるというまずいか反応なイメージで検討を図ることになります以上です。
1:15:39	規制庁のツカベですけれど、／このページだと3ページ目とか、補足で4ページ目に廃止措置工事ってあるんですけど。
1:15:49	これ具体的にどっかで定義されているんですけど。
1:15:54	それと、
1:15:56	議題は傾聴で何か入る入らないって判断があるのかなと思ったんですけど、小さい工事だったら小さい解体工事とか、それをすべからく考えです。それを聞いたんですけど、まあそういうことですね、滑り量はすべからく入る廃止措置工事、
1:16:13	小さな工事であっても、
1:16:15	廃措置に係る工事はすべて入るという理解でいいんですね。
1:16:21	議長。
1:16:22	はい。
1:16:23	はい、東京電力のウエサカです。こちら具体的にはこの性情報に関してはホームページの19条で日示している廃止措置工事の中の工事計画というものを該当しますので、
1:16:42	その中の夏それに該当するものはここにかかるということになります。以上です。
1:16:51	規制庁藤森ですけど。
1:16:53	これから所内マニュアルとか整備していくと思うので、最初の段階で廃止措置工事計画をかけるんだったら、そこでその他号炉への影響の部分みたいなのはそこで何かマニュアル上その
1:17:11	チェックらみたいなつけといて、欠けるとか、
1:17:15	それで最初にスクリーニングもちょっと正確に
1:17:20	できるんじゃないですかね。
1:17:40	うん。
1:18:02	藤森ですけども別に今回答求めないので、何かその辺も含めて検討していただいて、
1:18:09	どうして最初に欠けるんだったらそこで影響有無も所長とか主任者いる中で、
1:18:17	やってもらってその上で、日提供の具体的なところはもう1回その検討した上で、
1:18:24	っていう方がより整定精緻に抜けがなく確認できんじゃないかなと思っただけだっけ別に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:32	今別に
1:18:34	回答求めているわけじゃなくて検討いただいて必要に応じて、もうちょっと丁寧な説明のときに、
1:18:41	説明していただければ。
1:18:44	と思います。
1:18:49	東京電力のウエサカです。了解いたしました。また次回の御説明の際にそこも含めて、回答させていただきます。以上です。
1:19:02	はい、じゃあえっと、
1:19:04	最後、No.3 の関係するフジモリさん。
1:19:08	それから、
1:19:09	よろしいですか。
1:19:12	はい。
1:19:13	規制庁フジモリですけど、今回まとめていただいたのは、既存のそれぞれの条文のフロー大洲 1 したば説明され、
1:19:24	に落とされていてそれに条文の情報追加いただいたと思うんですが、やはりその全体としての流れを実際どうされようとしてるのかっていうのがわからないと、これを企業及び切ることにはちょっとできないなど。
1:19:39	思っています。その他で各GM等廃棄物管理GMが実際にどういう活動するのかという項目やるのかというのをその他の章で明らかにしていただいて、
1:19:56	実際条文に欠けているかというところを確認することになるのかなと思っています。
1:20:05	通学路その辺り溶けの東電さんででしょうか。
1:20:11	東京電力の上野です。
1:20:14	そういう意味では第 32 条のNRを別途やろうとする場合に行っていただき 33 条の効果靴の影響確認が変わるというイメージになりますので、
1:20:28	第 32 条のMRやる場合に、各チームから廃棄物管理事業に申請をしてそのあと廃棄物管理チームの方でオオカワ積への影響評価をしてその町に来て第 32 条の
1:20:48	管理区域の流れの判断をするという中でになります。以上です。
1:20:55	はい、規制庁疲れ進みではそうですねそれを正しく濃い社も含めて、
1:21:02	行為者とそれぞれのアクションを
1:21:04	フローに書いていただいた。
1:21:07	それで、
1:21:09	何かお話を伺うべきかなという気がしていますって言って、
1:21:15	1 点

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:16	これ今回まとめていただいた詰め 4 ページ目で、
1:21:21	思ったのが 33 条側で言うと、その除染の
1:21:27	1 枚苦勞を上回った場合の除染のところっていうのは、
1:21:33	条文上は読めないですね、やりますとか、
1:21:37	あと 32 条側で言うと、
1:21:41	廃棄物の管理と念のための
1:21:44	測定の評価っていうのは、ちょうどこうが逆になっちゃってますねとか、ちょっと 実際のフロー既存のフローと、
1:21:54	整合させて書こうとすると、やはりちょっとアプリが
1:21:58	できてしまうのかなと思うのでやはり行為者も含めて全体のフローを
1:22:04	示していただいて、
1:22:07	でないちょっと内容確認できないのかなという気がしています。
1:22:16	はい、すいません、ちょっと半分感想になりました。はい。東京電力の上野で す。また条線第 33 条の除染等による対応につきましては、そのウエノてオオ カワ物の影響が 10mSvアメリカ側も、
1:22:34	評価の中の一環というふうに考えておりますので、結構そういう形で考えてお ります。
1:22:42	続いて右側の第 3 図 2 条の MeV のための放射線測定評価等はこのウエノつ ていうのは判断物の管理のところのは
1:22:55	順番ですね第 2 項と第 3 項っていうのが蒸気圧がないかという話もございま すが MR の判断物の管理っていうところにつきましては、全体に関わるところで やりますので、言いました。今回の第 32 条の
1:23:14	情報の流れではグリッパの地盤のガイドライン国のガイドラインをつくりじゃあ テーマ 1 そうい第 32 条の 1 ポツ 2 ポツの流れになっておりまして、ここに 我々第 3 項の経営判断物の管理というところを追加したというような
1:23:33	構成になっております。以上です。
1:23:39	はい。規制庁フジモリです。定例その NR で 10 マイクロ超えたら等するとい うところは、多分ほかのプラントではあまり議論していないところだと思います ので、本機系、
1:23:53	どこまでそこに魅力というところはあるかと思えます。あと、
1:23:59	NR のところは、その既存のフローに従って、無理やりといいますか、状況を割 り当てていくと、参考になってしまいますという御説明で、実態の管理として機 能を各 GM3 月のされるというのはわかるんですが、
1:24:16	繰り返しになってしまいますけど、全体のフローがどのタイミングで、
1:24:23	各社がどういうアクションをしているかっていうのが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:27	正しく理解
1:24:30	理解した上で、それを規程として書くべきではないかなと思います。
1:24:37	すみませんまた感想になってしまいます。
1:24:46	はい。
1:24:47	東京電力の藤野です。まず当第 33 条の統括の提供の方法ですね、10mSv/h ね終わっ超える場合につきましては、もう保安規定の
1:25:03	第 33 条の第 3 項へ記載しておりますけれども、今回でいうと管理区域内の設備機器につきましてはペインのオオカワを次により汚染されたものとして、
1:25:19	管理区域内で適切に管理するというか、そういう流れになります。
1:25:26	どういう売り今のフジモリさんおっしゃられてます。30 以上と 33 条つつも、
1:25:35	一連の流れっていうところにつきましては繰り返しになってしまいますけれども、基本第 32 条の MR の流れがある中で、そこに第 33 条の
1:25:50	硬貨鉄の影響評価が加わるっていう
1:25:55	そういう流れに至っております。
1:25:58	以上です。
1:26:00	規制庁フジモリ 3-10 マイクロ最終的に管理するということは確かに 33 条の 3 行で書いてあるんですけどこの調査要請をして、
1:26:10	何とでもできるんですかね、ちょっとそこもわからないですけど。
1:26:16	除染をした上で、10 枚苦勞を下回るような
1:26:22	ラインというのは、多分今まであんまりないと思うので、
1:26:27	そこはちゃんと見ないといけないだということとあと入れ子に
1:26:34	32 号原子炉を中心に 33 条が中に入ってきますっていうのはその通りなんですけど、まさにスツ全体の入った。
1:26:44	フローをもう行為者を
1:26:47	の情報。
1:26:49	各 GM7 日廃棄物関連 GM なのかということも含めて、全体を書いていただいて見せていただきたいと。
1:26:58	ていうのが、私がちょっと繰り返している点です。
1:27:03	以上です。
1:27:06	東京東京電力の上野です。こういう者を埋めたアプローチするということは理解いたしましたという水撃最初のほうの除染見よう対応も行うかっていうところにつきましては、国のフォローアップのガイドライン下校報告書等にも、
1:27:26	防災科出てございますので、30R の効果物の影響評価の中の一環というふうに考えております。
1:27:35	以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:42	規制庁フジモリつってませんで、全体のフローにしてくださいというのは一つお願いで、あとは
1:27:50	除染のところ、当然そういうものが規定されているのは理解した上で、その3030
1:27:58	三条の3項で、今は10マイクロを超えた場合だけは書いてありますけど。
1:28:05	科医超えて
1:28:09	除染によって対応するということは、この条文では読めないんで、
1:28:15	どう読むんでしょうかねというと、
1:28:18	コメントですので私とこのお願いとしては、
1:28:23	全体フロー。
1:28:25	事業者さんが本当にやられてるフローその過去のそのガイドラインのこのとかではなくて作っていただいて、
1:28:35	御説明いただきたいということです。
1:28:44	東京電力の上野でございます。除染等による作業のところにつきましては、この保安規定の条文取り出しましては、津波の影響評価の中に含まれるというふうにしか考えてございますので、細かいところにつきましては、下部規定のほうで、
1:29:03	書かせていただきます。全体的な行為者も含めた流れということにつきましては、いうフローのほうをちゃんと修正足していただきたいと思います。以上で、
1:29:20	規制庁フジモリですはいわかりましたお願いします。私から以上です。
1:29:28	規制庁藤森ですけれども、
1:29:34	33条のほうで、
1:29:37	除染等による対応を行う中で、
1:29:41	ノーの場合に、
1:29:43	すべからくフォールアウトで汚染したもってなっちゃうんですけど。
1:29:48	今のこの全体の流れを見ると、NRC性があった場合に、
1:29:54	まずそのNR放射線廃棄物かどうかと言うところの判断、台場浜左側に流れていって、
1:30:02	それでは貨物の影響だけ0。前苦勞を見て、
1:30:07	同斜による対応を行わないでマイクロ以上のものはNRなっちゃってるんですけど、そこが本当にそのNRないっていうおりてるのか。
1:30:17	放射性物質原子炉直すからの線で汚れているのか、そこがフロー図で、
1:30:27	道道わかるんですか。ちょっとそこがこの今の
1:30:31	流れだとちょっとよくわかんないんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:41	TASAKIなんか全部NRの判断が終わって効果物のほうに流れてくるんならまだわかるんですけども最初の段階で、
1:30:50	左に行ってそのまま左で終わっちゃうと、
1:30:55	原子炉の線なのかNRの汚染なのかははっきり区別が、
1:31:00	この図だけでわかんないんですけど。
1:31:06	はい。
1:31:07	旧東京電力の上野でございます。
1:31:11	そのNR今できそうなものっていうことで申請したと莫大 33 条法で他の地域を 10mSv/年はいいかどうかっていうところで判断しますのでそこで検討。
1:31:29	そんな中で水素濃度汚染があった場合はPCCV34137 であるかというところで確認した上で施工増える動画で図面っていうと、第 32 条のイエスのほう行くのか、経済総務 33 条の下のほうへ来て、
1:31:48	ていう俺後の汚染チタンを閉じて管理するかということなので、今のかどうかっていうところの判断は、この第 33 条のところで実施いたします。
1:32:03	以上です。
1:32:07	だからそのセシウム、
1:32:10	だけっていうのはちょっとよくわかんないんですけど。
1:32:15	原子炉の可能性ではセシウム出る場合もあるんじゃないんですかね。
1:32:24	東京電力の上野です。はい。おっしゃる通りでセシウム以外の堰が出る場合もあります。そうした場合はもうNRとしては判断という上訴審地できないできなくなりますので、
1:32:40	そこに対しては第 32 条のがわりとわからない部分があります。
1:32:48	だからそこがちょっとわかんないんですけどそのこのフロー図上もわかんないし、規定上もそこが明確にちゃんとその
1:32:55	原子炉の汚染のやつは戻ってきてちゃんと。
1:33:00	青斜線廃棄物として管理されるのかどうかっていうのが、
1:33:04	正直、わかんないんですけど。
1:33:07	そこもちょっと
1:33:09	わかるように、じゃあ何か説明。
1:33:13	このパート上/補助かその補足かなんかで、
1:33:17	特にその本当区別がちゃんとできるのかっていうところが、
1:33:21	説明をきちんとしていただきたいと思いますので、
1:33:26	はい。
1:33:28	東京電力ウエノです。了解いたしましたとプロの方で修正したいと思います。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:38	はい、お願いします。
1:33:44	すみません。
1:33:46	ツカベですけれども、ごめんなさい、1個だけ確認したかったんですけど、先ほどの話の一番何番のところで、
1:33:54	隣接する号炉なんかちょっと前に隣のところしか言わないんですよっていう確認をさせていただいたんですが久保。
1:34:03	記載が隣接する他号炉って書いたらもっとなりしか見ないってそういう理解でいい。
1:34:08	書かれているということでもいいですかね、確認です。
1:34:16	すみません、御説明の資料の一つ残っているところの人月ご多忙ろうあ発電所敷地内にある自号炉以外の減少していくという形ですので、それなりの例えば1号機と3号及びも
1:34:33	対象になるということなんですか。わかりました。かえっていただきたいんですね。はい、わかりました。
1:34:42	規制庁側からすぐありますか。
1:34:48	やって、東電さんの方から何かありますでしょうか。
1:34:53	東京電力です。特にございません。はい。すいません一つ具体的にから審査。
1:35:01	いや、
1:35:03	特にないんです。はい、じゃあこれでヒアリングすいません10日回っちゃいましたけども、ヒアリングは終わりたいと思いますので、どうもありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。